

溶連菌感染症経過報告書（保護者記入）

溶連菌感染症による登園基準は、抗菌薬の内服後 24 時間の経過且つ、37.5℃以下の園児のみ登園可能となります。

※37.5℃以上の園児は家庭保育お願い致します。

発症日	令和 年 月 日
診断日	令和 年 月 日
医療機関名	
解熱日	令和 年 月 日

令和 年 月 日

園児氏名：

保護者氏名：

印

保育園の場合は学校教育法の学校には指定されていないため、学校保健安全法には定められていませんが、厚生労働省の定める「保健所における感染症対策ガイドライン」により、幼稚園と同じ期間は登園を避けるよう定められています。